

様式第5号（第10条関係）

パブリックコメント実施結果報告書  
【案件名：第2次つくば市鳥獣被害防止計画（案）】

令和2年3月  
つくば市経済部農業政策課

## ■ 意見集計結果

令和元年 12 月9日から令和2年1月6日までの間、第2次つくば市鳥獣被害防止計画（案）について、意見募集を行った結果、3人（団体を含む。）から4件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数(団体を含む。)
直接持参	0人
郵便	0人
電子メール	0人
ファクシミリ	0人
電子申請	3人
合計	3人

## ■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

○ 7捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	ジビエなどにして観光や給食、飲食店に提供、ハム、ベーコンジャーキー、ソーセージなどにするなど活用できないのか？ また人間用が難しい場合でもペットフードなどにできないか？ また革細工など何か加工することもできないか？ 命をただ奪うだけでなくジビエの店もしくはドッグフードか革細工など活用できるものが欲しい。	1件	原子力災害特別措置法に基づき、東日本大震災後、茨城県内で捕獲された野生イノシシ肉の出荷は制限されています。今後の規制解除に向けた対応として、公的な加工施設の整備や販路の明確化など、詳細な計画を作成し、食品衛生法に基づく食肉処理業の許可を取得することが必要なため、継続的に情報収集していきます。また、国内で発生しているCSF(豚コレラ)の影響で加工品にした場合の安全性が不透明なため、今後の状況を注視していきます。

○ 3対象鳥獣の捕獲等に関する事項について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>2)カラス</p> <p>1 捕獲方法 銃器による捕獲</p> <p>2 捕獲時期 11月～2月</p> <p>3 捕獲場所 鳥獣保護区域を除く市内全域</p> <p>とありますが、銃器による捕獲を市内全域で行うという案は目を疑いました。</p> <p>一昨年、小学生の息子が下校途中歩いている真横で猟銃を撃った人がいたそうです。警察にも相談しましたが、禁止区域ではないので注意を促すことはできるが、禁止することは出来ないとわれ心配でなりません。</p> <p>全国で流れ弾や暴発の被害が相次いでいます。</p> <p>市民の安全の為、断固として銃器を使った捕獲を反対します。</p>	1件	<p>カラスを捕獲するための方法としては、わなと銃器が考えられます。わなについては、鳥の性質上、一定の場所による捕獲しかできないため、効果が特定の範囲のみに限られてしまいます。銃器による捕獲については、捕獲実施者の数に応じて広範囲に実施できると同時に、銃器による発砲音により少人数でも積極的な追い払い効果が見込めます。</p> <p>ただし、銃器については、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき下記の条件に則った使用が義務付けられています。</p> <p>① 鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区及び特定猟具使用禁止区域以外の場所</p> <p>② 同法第38条に規定されている銃猟の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日出前及び日没後において銃猟をしてはならない。</li> <li>・住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所において銃猟をしてはならない。</li> <li>・弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗り物に向かって銃猟をしてはならない。</li> </ul> <p>③ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第9条に規定されている期間(11月15日から2月15日)</p>

			これらに違反した場合には、同法第 52 条に基づき狩猟免許の取り消しなどが規定されています。銃器の使用にあたっては、法律の遵守を周知徹底するとともに、安全性の確保に努めてまいります。
--	--	--	---

○ 1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	P. 2: 1. 対象鳥獣の種類 イノシシ・カラス類が対象鳥獣となっていますが、アライグマを追加する予定はないのでしょうか。県内で増加しているアライグマは特定外来生物に指定されている事、農作物を食害する事、生態系に大きな影響を及ぼす事、人畜共通感染の強力な媒介者となりえる事などから、分布拡大を抑止するために狩猟による個体数管理が至急必要だと考えられます。	1 件	アライグマについては、現在、第2次茨城県アライグマ防除実施計画に基づき捕獲を実施しています。県では、令和3年度からの次期計画の策定作業に入っていることから、今後はその動向を踏まえ、県などの関係機関、市内猟友会と捕獲体制や処分方法などを明確にした上で対象とするかを検討します。

○ 2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	P. 3: 2-(4) 猟友会の協力 高齢化による人員確保の問題 狩猟免許を取得する若い世代は一定数いますが、猟友会への入会は世代の大きな違いなどから難しいと考えられます。自治体で猟友会に所属しない狩猟免許所有者を雇用し組織的に運用する考えはないのでしょうか。	1 件	有害鳥獣捕獲を行うには、地域の理解が必要であると同時に、生息域や地域の地形など地域住民や狩猟者の安心・安全を確保したうえで実施する必要があるため、地域の実情に精通した市内猟友会による捕獲実施を考えています。なお、猟友会の世代交代を促すため、平成 31 年4月1日から狩猟免許取得補助金制度を設けて運用しています。

■ 修正の内容

特に修正はありません。

